⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては、経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和５年６月16日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７か月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
⑹　数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体であって、⑴～⑸のいずれかに該当する構成員を含む者
⑺　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加の資格及びその審査
⑴　建設工事契約　４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ
イ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｂ
ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・Ｃ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
②　各事項の付与数値［表のため略。］
③　共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。
ア　経営に関する客観的事項の付与数値
ａ　許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の当該完成工事高の合計額
ｂ　自己資本額及び平均利益額は、各構成員のそれぞれの合計値
ｃ　経営状況の数値は、構成員の算術平均値
ｄ　技術力に係る技術職員数値及び元請完成工事高は、各構成員のそれぞれの合計値
ｅ　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算術平均値
イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
ウ　工事成績の付与数値は、共同企業体と構成員の工事評定点から得られる数値
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行うものとする。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・Ａ
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ
エ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｄ
オ　施行成績の審査数値・・・・・・・Ｅ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ
②　各事項の付与数値［表のため略。］

6　資格審査結果の通知
資格がある場合は、必要な情報をホームページに掲載することにより通知するものとする。
資格がない場合は、文書により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間
資格を付与された日から令和９年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記１の「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に同じ。

9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
また、令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における4⑸の規定の適用については、4⑸中「令和５年６月16日以降」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

別記１　本社（店）所在地及び申請書の郵送先（郵送の場合）
［掲載順序　本社（店）所在地　提出場所］
⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北農政局農村振興部設計課調整係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150